

## 第209回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和3年9月10日（金）午後1時30分～3時25分
- ・開催場所：県庁本館3階 特別会議室／オンライン
- ・出席委員：池森 梢委員（web）、大上俊之委員（web）、酒井美月委員（web）、高瀬達夫委員（web）、田中佐和子委員（web）、羽鳥栄子委員（web）、堀内優香委員（web）、宮入賢一郎委員（web）、柳沢 厚委員、柳町晴美委員（web）、宮澤宗弘委員、共田武史委員、渡邊 光委員（web）、若林 伸幸委員代理（web）（関東地方整備局長野国道事務所副所長 中嶋政幸）幸田 淳委員代理（web）（関東農政局農村振興部農村計画課長 宗田 功）

### 1 開 会

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第209回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の小口秀昭と申します。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

本日の審議会開会にあたりましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の委員の皆様を除き、オンラインでご出席いただいております。委員の皆様におかれましては、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

まずは、オンラインでご参加されている委員の皆様の映像と音声の確認を兼ねて、当日配布資料1ページの名簿順に、お一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

（オンライン出席委員挨拶）

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

ありがとうございます。こちらの映像と音声に不具合がございましたら、その旨ご発言ください。よろしいでしょうか。

審議中何かございましたら、遠慮なく事務局までお知らせください。なお柳沢会長、宮澤委員及び共田委員におかれましては、会場にてご出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、委員の出席状況についてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は、15名でございます。委員総数15名の半数以上でございますので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は4種類でございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1冊、調査審議の議案冊子が1冊の4種類でございます。

なお、大変申し訳ございませんが、法定審議の議案冊子ページ 19、23、24、29、30 及び 44、それから、調査審議の議案冊子ページ 1、2、5、15 及び 17 に訂正がございます。皆様には訂正後の該当ページをお送りしておりますので、訂正後の資料をご覧くださるようお願いいたします。また、追加でお送りしました資料として、当日配布資料が 1 部ございます。資料の確認につきましては以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

次に、前回の審議会以降、委員の委嘱及び異動がございましたので、ご報告申し上げます。当日配布資料 1 ページをご覧ください。長野県町村議会議長会会長のお立場として、川上村議会議長の渡邊光様が就任されました。また、関東地方整備局長の土井弘次様が異動され、後任には若林伸幸様が就任されました。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。オンラインにてご出席の委員の皆様が発言を希望される際は、挙手またはお声掛けいただき、会長の指名によりご発言くださるようお願いいたします。また、ご発言される時以外は、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。会場にてご出席の委員の皆様におかれましては、机上に設置されておりますマイクを通じてご発言くださるようお願いいたします。

本日は、法定審議案件 3 件につきまして、ご審議のほどお願いします。それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第 6 条の規定により、会長等が議長となるとされておりますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

はい、それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただきまして、円滑に審議を進めてまいりたいと思います。

はじめに、議事録署名委員をご指名いたします。酒井美月委員及び高瀬達夫委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(酒井委員)

はい。結構です。

### (2) 審議会の運営について

(柳沢議長)

それでは次に、審議会の運営について事務局から説明があります。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、当審議会の運営につきまして、「議案採決の方法に関する事項」につきまして、

事務局からご説明を申し上げます。

当日配布資料の3ページをご覧ください。当審議会では、令和2年6月5日に開催した第204回長野県都市計画審議会において決定した採決方法により、採決を行っております。

無記名投票と記載されたところをご覧ください。反対意見書が提出された案件や委員から異議があった案件につきましては、傍聴者在席のまま、無記名投票により決することとしております。なお、本日のようにweb会議形式での出席がある場合には、会場にてご出席の委員におかれましては無記名投票、webにてご出席の委員におかれましては委員おひとりおひとりの意思表示を受け、事務局が代理投票をすることとしております。

こちらの採決方法は、webにてご出席の委員の皆様が少数であることを前提とした採決方法であり、本日のように多くの委員の皆様にweb会議形式でご出席いただいている場合、代理投票に非常に時間を要することが想定されます。

つきましては、長野県都市計画審議会規則第8条に、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めると規定されていることから、会長と協議の上、web会議システムの投票機能を使用した採決方法について新たに定めることといたしましたので、ご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。下線部分が今回新たに定めた部分でございます。まず、反対の意見書が提出された案件や、委員から異議があった案件ですが、会場にお越しいただいている委員につきましては、従来どおり傍聴者在席のまま無記名投票とします。

web会議形式でご出席いただいている委員につきましては、web会議システムの投票機能により、オンラインで投票を行います。当該投票機能による投票が困難である場合は、web会議システムのチャット機能又はメール等の方法により、事務局に賛成・反対の意思表示を行っていただきます。それを受け、事務局が投票用紙に代筆をし、代理投票をいたします。チャット機能を利用する場合は、匿名性を担保するため、委員おひとりおひとりと事務局との一対一でやりとりを行います。なお、web会議形式での出席委員が投票する際の事務局とのやりとりにつきましては、投票が無記名であることから、議事録を非公開とさせていただきます。

次に、反対の意見書が提出された案件や、委員から異議があった案件以外の案件につきましては、従来どおり簡易採決としております。

議案採決の方法に関する事項につきましては、このような取扱いとさせていただきたいと思っております。事務局からの説明は以上でございます。

(柳沢議長)

はい。ただいまのご説明に関しまして、ご質問等ありましたらご発言いただきたいと思います。挙手でもよろしいですし、声をかけて名前をおっしゃっていただいても結構です。

では、異議がないということで、そのように進めさせていただきます。

### (3) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございますので、お願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 八木都市計画係主査)

事務局より事務報告をさせていただきます。私は、都市・まちづくり課の八木剛と申します。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴者がまだありませんが、傍聴者がありましたら、受付にて住所・氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴者を報道機関関係者のみとさせていただきます。傍聴会場は別室としておりますので、ご承知おきください。

以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただいまの事務報告に対して、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### (4) 議案審議

##### 議第1号 飯田都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは、これから議案審議に入りたいと思います。本日の審議案件は3件でございます。最初に議第1号「飯田都市計画道路の変更について」を議題といたします。説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案につきましては、3ページから18ページになります。

本日の都市計画案については、都市計画法第15条の2第1項により、飯田市より令和3年1月に都市計画変更案の申し出があり、県としてはこの案を尊重し、申し出案のとおり、都市計画の変更をすることが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものでございます。

議案の5ページをご覧ください。今回付議しております県決定道路は、飯田都市計画道路3・4・15号知久町妙琴線、3・4・23号飯田中津川線の2路線の変更を行うものになります。変更の内容は、飯田市で行っております都市計画道路の見直しに伴うものです。

はじめに、飯田都市計画道路の概要についてご説明いたします。少し飛びますが11ページをご覧ください。今回の変更箇所ですが、図の中で引き出し線の色が赤色、枠内の路線名を緑色で表示したものが、今回県決定路線として付議している2路線で、引き出し線の先を緑色の破線で囲んだところが、今回県決定を行いたい位置になります。

また、路線名称を紫色で表示しています7路線につきましては、県決定と同時期に飯田市

決定により変更、廃止を進めている路線になります。これにより、図の凡例で路線が赤色で表示している部分が今回の県決定、市決定合わせて見直しをする路線となり、中央自動車道西宮線の北側が今回の見直しを行う範囲になります。赤い線以外の路線につきましては、おむね見直しが完了しております。

見直しの理由ですけれども、左下にありますように、飯田市都市計画道路は昭和 20 年、30 年代に当初決定された路線が多く、飯田駅周辺を中心市街地として、戦後から高度経済成長期の人口増大や市街地の拡大が続く社会情勢などを想定して計画されてきております。その後、昭和 50 年 8 月の中央自動車道西宮線の飯田インターの供用開始、それに合わせた国道 153 号バイパスの整備などに合わせ、現在の形になってきております。

併せて、平成 25 年 9 月にリニア中央新幹線長野県駅の位置が飯田市内に公表されて以降、飯田市では、リニア中央新幹線開通を見据えた交通体系整備を進めていくことになり、人口減少や超高齢化社会を迎えつつあり、50 年以上前に計画された都市計画とも齟齬が生じてきていることから、平成 30 年 1 月に飯田市マスタープランである飯田市土地利用基本方針に都市計画道路の見直し方針を位置づけ、地域との合意形成がなされた箇所から段階的に見直しを行ってきております。

平成 31 年 1 月と 3 月にリニア駅周辺の都市計画道路を決定し、リニア駅、飯田 IC、飯田駅を結ぶネットワーク構築を行っており、今回はそれに次ぐ 3 回目の見直しとなります。

12 ページをご覧ください。今回の総括図になります。オレンジ枠で囲って資料番号が振ってありますが、次ページ以降の計画図の位置になります。

13 ページをご覧ください。計画図の 1 枚目になります。右下の黄色い線で下から少しだけ矢印の表記になっているのが、3・4・15 号知久町妙琴線の終点部になります。

14 ページをご覧ください。先ほどのページの続きになります。こちらも 3・4・15 号知久町妙琴線の一部で、廃止区間となります。写真の現況道路は幅員約 7 m です。

15 ページをご覧ください。写真②からが前のページからの続きとなります。写真②、③は現況の写真でして、全幅員は約 9 m から 10 m、幅員 2 m の歩道があります。写真④の位置が、3・4・23 号飯田中津川線の位置となります。

16 ページをお願いいたします。16 ページは、路線の起点側になります。この図面には変更箇所はありません。

17 ページをお願いいたします。計画図の補足説明で、13 ページから 15 ページにあります路線を 1 枚につなぎ合わせた図面になります。まず、すみませんが、2 つ訂正がございます。図面中央に黒字で県道飯田中津川線と記載してありますが、県道名でいきますと、飯田南木曾線となりますので、次の 18 ページと併せて訂正をお願いいたします。もう 1 点、写真②の矢印ですけれども、方向が逆となっております。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

3・4・15 号知久町妙琴線ですが、市の見直し計画では、この路線と交差する 3・4・20 号城山大袋線とともに、図面の左側の終点側に向かって、黄色の線の部分が廃止の対象となっております。県では、この見直し計画を受け、ネットワーク上、この路線の廃止は妥当と判断して決定を行います。今回は市と協議を行い、現道のある県道飯田南木曾線と重複する区間を県で、そこから右側に向かって市道が重複する部分を市で廃止を行います。これ

により、終点側の 520m区間を県で、続く 610m区間を市で削除します。なお、市の削除区間につきましては、7月 29 日に行われた市の都市計画審議会で案のとおり決定が適当との答申を受けているため、今回の審議結果と併せてまとめて終点の変更を行う予定です。

重複する県道はほぼ 2 車線で、歩道も中心市街地から 3・4・20 号城山大袋線までは両側、また、その先線は今回見直しを行います 3・4・15 号知久町妙琴線の終点付近の工場の入り口付近まで片側歩道が整備されており、歩行者の安全上の配慮もされているため、今回この県道と重複する区間を県決定で廃止し、市の計画と合わせた位置に終点の変更を行うものになります。

18 ページをご覧ください。3・4・23 号飯田中津川線になります。こちらも市の見直し計画では、この路線と交差する 3・4・20 号城山大袋線の廃止が検討されています。このため、本路線と接続する交差点隅切り部の一部区域を削除するものになります。

これまでの説明を踏まえ、戻りますけれども、9 ページをご覧ください。新旧対照表になります。備考欄にあります赤書きが先ほどの説明内容になります。知久町妙琴線は、飯田市決定による都市計画道路の削除に伴い、知久町妙琴線の交差点箇所が 3 箇所から 2 箇所に変更になっています。また、終点の変更に伴い、位置、延長が変更になります。

また、今回変更する 2 路線について、構造の項目のうち、車線の数が新たに追加されておりますが、これは平成 10 年に都市計画法施行令の一部を改正する政令及び都市計画法規則の一部を改正する省令が施行され、車線の数を定めることとなりましたので、今回の変更と併せて決定を行うものになります。

最後に 10 ページをご覧ください。本案件につきましては、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項により、飯田市より令和 3 年 1 月に案の申し出を受け、その後、都市計画法に基づく公聴会を令和 3 年 5 月 23 日に開催する予定でしたが、公述の申し出がないため中止をしております。令和 3 年 6 月 8 日から 6 月 21 日まで、都市計画案の公告縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、飯田市への意見聴取を行いました。令和 3 年 7 月 29 日付けで、案のとおり異議がない旨回答をいただいております。

改めて申し上げますが、本日の都市計画案につきましては、市からの申し出を受け、県としてこの案を尊重し、申し出案のとおり、都市計画の変更をすることが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものでございます。

また、この後、議第 2 号で、今回の飯田都市計画道路の変更に関連しまして用途地域の変更も行っており、それに伴い、用途地域の指定のない区域が変更されるため、建築基準法の規定に基づき、用途地域の指定のない区域及び建築形態制限値の決定について付議させていただきます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(柳沢議長)

はい、ご苦労様でした。ただいまの説明に関しましてご質問、ご意見ありましたらご発言いただきたいと思います。私からは画面の中、お名前が読めませんので、恐縮ですがご発言の際は手を挙げて、併せてお名前をおっしゃっていただければ大変ありがたいと思います。

(高瀬委員)

信州大学の高瀬ですけれども、よろしいでしょうか。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(高瀬委員)

お聞きしたいのは、今回廃止されるところの、妥当だとは思いますが、例えばこの資料1-1の概要を見ますと、これ、削除した後のところを見ると櫛の歯みたいな形になってしまっていて、ネットワークとして担保されているんですか。既存の道路がどこなのかが見づらくてわかりづらいんでなんとも言えませんが、櫛の歯の形だけで残ってしまう、この赤が消えてしまって最終的に残っていると櫛の歯になってしまうのが少し気になるんですけど、ネットワーク性として。そのあたりはどのように担保されているのか、わかりましたら教えてください。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。回答の方、させていただきます。

高瀬委員がおっしゃいますように、資料の1-1のその赤い区間につきまして、今回、都市計画、市の決定で削除される部分があるんですけれども、概ね現道があるところになりますので、ネットワークとしては繋がると思いますか、車等通行ができる、そういう状態でございます。

(柳沢議長)

よろしいでしょうか。

(高瀬委員)

ボトルネックになったりすることはないでしょうか。渋滞が起こるとか。多分その黒の方は都市計画道路の規格で来ていて、その先線は現道だということなんですけれども、将来的にわたってボトルネックになるというような想定はされていないのでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ、事務局。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。見直しにあたりまして、交通量の推計もやっておりますが、交通量も少なくなるといふ推計が出ておりますので、そういうようなボトルネックといいますか、交通渋滞ですと

か、そのようなことはないと考えております。

(高瀬委員)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

今のご質問に関係しますが、今のご質問のところはほとんどが市の決定で廃止をするという事になっていて、赤い部分はほとんど市が廃止をするわけですが、それとの関係で県決定部分が2箇所だけ存在しているので、その廃止と矛盾しないように部分的な廃止をする、そういう形ですね。そういう理解でいいですね。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。

(柳沢議長)

はい。どうぞ、他にご発言ございませんか。宮澤委員、共田委員、よろしいですか。よろしいでしょうか。ご発言ないようですので、この件については採決をするわけですね。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

簡易採決です。

(柳沢議長)

簡易採決ですね。先ほどが説明ありました、意見書等があった場合は特別な措置が必要ですが、それ以外の場合は、私がここでご異議ございませんかと申し上げて、異議なしとお答えいただくという形になると思います。

この件については承認するという事でご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

はい。ではそのように進めたいと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

ありがとうございます。

**議第2号 飯田都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について**

(柳沢議長)

それでは、次の議第2号、先ほどのものに関連しますが、「飯田都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について」、説明をお願いします。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい。建築住宅課の土屋と申します。19 ページをお開きいただければと思います。議第2号「飯田都市計画区域のうち、用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について」、説明をさせていただければと思います。

19 ページ下段に書いてございますが、建築基準法の関係法規につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

それでは 21 ページをお開きください。飯田都市計画区域における用途地域の指定のない区域、通称白地地域のうち、先ほど1号議案でご説明ありましたが、人口増加に伴う市街地拡大への対応という機能が喪失した飯田市決定の都市計画道路の廃止のうち、4路線の廃止に伴う用途地域界の変更、こちらは市決定として飯田市の都市計画審議会により審議されてございますけれども、これにより、新たに白地地域となる部分において都市計画審議会の議を得て、建築物の形態規制を決定するものになります。

表をご覧くださいますと、一番下の欄でございますが、網掛け部分になります。変更前は6,547haを2ha増、正確には1.66ha増になりますが、四捨五入の関係で、2ha増で6,549haに変更するものでございます。

次に、ページが飛んでしまって申し訳ございませんけれども、42 ページをお開きいただければと思います。こちらは、昨年第204回の都市計画審議会と建築基準法の関わりについて説明させていただいた資料ですけれども、白地地域の考え方について改めて触れさせていただければと思います。

白地地域は当初、容積率400%、建ぺい率70%と制限が弱く、大規模な店舗が乱立するなどの事例が散見されたために、平成13年に無秩序な開発等を抑制するため、都市計画法が一部改正され、白地地域においても以下の表に示すとおり制限を定めることとされました。

この制限における県の方針については、(2)に記載のとおりですけれども、低層住居等の規制を強化する部分、郊外幹線等の規制を緩和する部分、あと一般の地域ということで、大きく3つに分けて定めることとさせていただきます。それぞれの規制の概要につきましては、次のページ、43 ページですけれども、容積率、建ぺい率又は高さ制限でいきますと、左側が道路斜線、右側が隣地斜線でございますが、記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次のページですけれども、こちらは県全体の白地地域の決定の状況でございます。黄色にさせていただきます飯田都市計画の部分をご覧くださいませけれども、飯田の部分につきましては規制の強化の区域はなく、一般基準が6,547haと大半を占めており、規制緩和の部分それぞれ9ha、12haと定めている状況となっております。

ページを戻っていただきまして、23 ページをご覧くださいと思います。こちらが飯田市の都市計画図でございます。飯田市は飯田駅、市役所を中心に用途地域を定めてございますけれども、すみません、北が右側になってございますのでご容赦いただければと思いますが、北は高陵中学校、上郷小学校がある部分、こちらにリニア駅予定地と記載がございますが、こちら辺の部分まで、東は天竜川まで、南は飯田女子短期大学及び飯田 IC の周辺、西は中央道の付近まで定められている状況となっております。また、左下にある天竜峡の部分も、こちら一部用途地域が定められている状況となっております。

今回決定する部分につきましては、中央道の西側に赤く囲ってある部分、ア、イ、ウ、エと記載してある部分になります。区域ごとの面積を左上の表に記載してございますけれども、用途地域を廃止する部分、白地となる部分と、用途地域に編入する部分、これを差し引きまして、白地地域となる部分が 1.66ha となっております。それぞれの規制値につきましては、各矢印で表がありますけれども、容積率 100%、建ぺい率 60%、道路斜線、隣地斜線とも 1.25 ということで、一律に定める計画としてございます。

次のページをご覧くださいと思います。資料 2-2 でございますけれども、飯田都市計画建築形態制限図でございます。先ほどご説明しました用途地域の周辺に、赤色の用途地域周辺区域、オレンジ色の、国道 153 号バイパス沿いですが、郊外幹線沿道区域、茶色の既存集落区域、その他黄色を田園区域としてございます。規制値につきましては、右上の表に記載のとおりすべて同じ状況となっております。なお、左下の部分の天竜峡の部分においては、薄紫の旧市街地の部分、紫の温泉保養地として制限緩和地区として定めてございまして、規制値は右上の表に記載のとおりとなっております。

今回新たに白地地域とする部分につきましては、先ほど同様白く囲ってございますが、こちらについては隣接する白地地域「用途地域周辺区域」に追加して、同様の規制値とすることとしている状況でございます。

次の 25 ページをご覧ください。こちらは各地区の拡大図となりますけれども、白山城山線沿道地区の状況でございます。右側が現行となります。都市計画道路から 25m の区域を第一種中高層としてございましたが、計画道路の廃止に伴い、左側のとおり現道の境界線や地形地物などの境界線に合わせて変更することとし、これにより、第一種中高層となる部分、黄色でお示ししてございますけれども、新たに白地となる部分が生じてございます。この部分の形態規制を、隣接する白地地域の規制と併せて定めることとしてございます。

次のページ、26 ページをご覧ください。こちらは城山正永寺原線沿道と滝の沢線沿道の拡大図でございます。下図が現行となりますけれども、滝の沢線に接するイの部分になりますが、こちらは計画道路廃止に伴って、区域界等を確認したところ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域界との不整合があったため、この機を捉えて白地地域としたいとするものでございます。こちらの件につきましては、後ほど飯田市さんの方から補足をさせていただければと思っております。

次に、ウについてです。現在用途地域界を都市計画道路界としておりましたけれども、都市計画道路の廃止に伴って、現道の境界線や地形地物などの境界線に合わせて変更することとし、第一種低層住居専用地域の用途を廃止し白地地域とするものでございます。双方とも隣接する白地地域の制限規制と併せて定めることとしてございます。

次に、27 ページをご覧ください。こちらの城山大袋線沿道地区の拡大図でございますが、右側が現行で、こちらと同じく城山大袋線から 25m の区域を第一種住居地域としてございましたけれども、こちらが計画道路の廃止に伴い、現行の地形地物等に合わせ変更することとしまして、新たに白地となる部分が生じているものでございます。なお、一部、第一種低層住居専用地域まで食い込んで白地としている部分がありますけれども、赤丸で囲った部分でございます。こちらにつきましては、平成 20 年 3 月にこのあたりが土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンに指定されたために、この機を捉えてその地域の用途地域を廃止し、白地地域としてございます。この部分も隣接する白地地域の形態規制と併せて定めることとしてございます。

次に、資料 28 ページをご覧ください。こちらが白山城山線沿道地区の現況写真となります。①については、区域の北側から南側に撮影した写真で、青い線が新たな用途地域界を表してございます。線の左側が第一種中高層、右側が白地となる部分でございます。②につきましては、旧用途界を赤い線で、新用途界を青い線で示してございますけれども、黄色く着色してある部分が新たに白地地域となる部分でございます。赤線より手前が第一種中高層、奥が白地地域となります。③についても同様に表現してございます。④、⑤、⑨は白山城山線の現況写真を表している写真でございます。⑥、⑦、⑧についてもそれぞれの箇所で撮影しておりまして、既存を赤、新規を青で示してございますけれども、⑥の点線部分、こちらにつきましては、この家の裏に用途界があることを示してございます。

次の 29 ページをご覧ください。こちらは、滝の沢線、城山正永寺原線沿道地区の現況写真でございます。①が、都市計画道路が廃止となる部分から撮影した状況の写真でございます。②から⑦につきましては、城山正永寺原線の写真でございます。②の部分の新用途界は敷地境界、③は既存道路界、④は敷地境界ということとなっております。⑤、⑥、⑦につきましても、既存用途界部分の状況を撮影した写真でございます。

次に、30 ページをご覧ください。こちらが城山大袋線沿道地区の現況写真となります。こちらにつきましても、それぞれの箇所で撮影してございますが、先ほどご説明しました、土砂災害特別警戒区域の写真が④、⑤となります。④の線の上側、⑤の線の手前、右側が特別警戒区域となっている状況でございます。

次に、31 ページをご覧ください。こちらにつきましては、今回の用途地域の変更に伴って、既存の建築物が法律上不適となるかどうか調査した結果でございます。全部で 22 棟の建物がございまして、全ての規定に適合していることを確認してございまして、既存不適格率というところが全て 0% となっている状況でございます。

最後に、32 ページをご覧ください。まず、住民説明会等の状況でございますけれども、平成 29 年 7 月 13 日から令和 2 年 12 月 7 日までの間に、都市計画道路及び用途地域の変更と併せて説明会を開催してございます。こちらにつきましては、白地地域の規制に関する意見等はなかったということでございます。

次に、計画案の縦覧でございますが、令和 3 年 6 月 8 日から 21 日までの 14 日間行いましたけれども、縦覧者は 0 名であったということでございます。

次に、飯田市の都市計画審議会の状況でございますが、令和 3 年 7 月 29 日に開催してお

りまして、審議結果として支障なしとの回答を得ている状況でございます。

私の方からの説明は以上となりますが、先ほどお話ししました飯田市さんからの補足説明をこの場で発言させていただいてよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

はい。お願いします。どうぞ。

(飯田市 牧内地域計画課長)

飯田市の地域計画課の牧内と申します。よろしくお願いたします。それでは飯田市の方から、滝の沢沿線地区の用途地域の変更につきまして補足説明させていただきます。

まず、画面の資料から説明させていただきます。写真の①から⑤については、図面の番号の視点で見た現況の写真となっております。①から⑤には、既存用途地域境界を赤色の線で、変更後の用途地域境界を青色の線でそれぞれ示しております。

2枚目をお願いいたします。用途地域指定と農振農用地を重ねたものになります。青色で塗られた部分が農振農用地で、見づらいのですが、薄い緑色で示している部分が、変更前の第1種低層住居専用地域でございます。今回の白地建築形態制限の変更範囲を赤枠で示しております。今回の変更箇所の中で、農振農用地と第1種低層住居専用地域が重なってしまっているのがご確認いただけたと思います。この西側にあります、飯田都市計画道路3・5・28号城山正永寺原線と3・4・14号滝の沢線の廃止に伴い用途地域の変更を検討していたところ、当該箇所について、変更が必要であると判断したところでございます。

ここで、この部分の第1種低層住居専用地域の決定経緯についてご説明しますが、昭和48年12月27日、長野県告示第770号により第1種住居専用地域の指定が行われており、その後、平成7年10月16日、飯田市告示第95号により、法改正による用途地域の細分化を行い、第1種低層住居専用地域に指定しております。これらの用途地域の指定に関しましては、農林漁業調整をされた上で、それぞれが重複しないように指定がなされております。

しかしながら、都市計画の計画図は2,500分の1の精度であり、一方、農振農用地は公図を基にした筆単位で管理していることから、重複部分が出てしまったと考えられます。今回の用途地域の変更に合わせて、この際きちんと変更をかけて、それぞれが重複していないことを示す必要があると判断いたしました。都市計画道路の変更に伴う用途地域の変更に関連して、今回の変更を併せて行うということでございます。

よろしくお願いたします。

(柳沢議長)

説明は以上です。それでは、ただいまの説明に関しましてご意見をお出しいただきたいと思いますが、最初に私の方から確認ですけど、今説明のありましたア、イ、ウ、エ、オのうちイの部分以外は、その前にお話のありました都市計画道路の廃止に伴って廃止したので、いわばそれとの連動で、用途地域も一部廃止をします。そうすると、用途地域を廃止するといわゆる白地になってしまいますので、白地の制限を、これは県がやると。用途地域の廃止は市がやる。同時並行ですか、既に決まったんですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

このあと同時にやります。

(柳沢議長)

今日承認いただければ、同時に県と市でそれぞれ決定するということになるようであります。そういう意味で、決定権者は別々なんです、今回は市の決定部分についてももちろんご質問、ご意見あったらいただいて、市の方でお答えいただくというふうにしたいと思っておりますので、どうぞご発言いただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

(宮澤委員)

異議ございません。

(柳沢議長)

そうですか。

では、私から念のため一点だけ。これは用途地域の変更というか廃止なので、市が決定したので、県に対する質問というよりは市の方に対する質問になりますが、地形地物というところがちょっとわかりにくくて、これは実際に建築確認なんかの実務になると非常に問題が出る場合がありますが、大丈夫でしょうかというのが私の懸念なんです、どうでしょうか。所有界でわけているようなところもありそうで、それでもやむを得ないところもありますけれども、だいたいわかりやすい地形地物になっているのでしょうか。

(飯田市 牧内地域計画課長)

飯田市地域計画課の牧内と申します。私の方から回答させていただきます。

先ほど地形地物に合わせたということですが、基本的には道路境界線や筆界、それぞれの土地の境界、公図等に基づきまして、その筆界でやっておりますので、そのあたりの支障は出ないというように考えております。以上です。

(柳沢議長)

筆界っていうのは畦道か何かがあるんですか。

(飯田市 牧内地域計画課長)

基本的に畦道等ではなくて、地形地物で明確に分かれている土地と土地との境界線というふうになりますので、そういうところが基本的に道路であったり、例えば農地と宅地の境界だったりというような、そういうような考え方でやっておりますので、支障は出ないと考えております。

(柳沢議長)

それは現地で確認されているんですね。

(飯田市 牧内地域計画課長)

はい。そのとおりでございます。

(柳沢議長)

わかりました。他にはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ご発言ないようですので、この件についても簡易採決と  
いうことでまいりたいと思います。

ただいまの県のいわゆる白地地域の制限内容の変更について、承認するというご異  
議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

はい。異議なしということですので、そのように進めさせていただきます。

### **議第3号 安曇野都市計画道路の変更について**

(柳沢議長)

それでは3番目、議第3号「安曇野都市計画道路の変更について」、説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係長の宮崎と申します。よろしくお願ひいたします。議  
案は45ページから70ページになります。

本日の都市計画案につきましては、都市計画法第15条の2第1項により、安曇野市より  
令和3年5月に都市計画変更の申し出があり、県としてはこの案を尊重し、申し出案のと  
おり都市計画の変更をすることが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議  
するものでございます。

議案47ページをご覧ください。今回付議しております県決定道路は、安曇野都市計画道  
路3・6・23号松本糸魚川連絡道路穂高明科線の路線を新たに追加するものになります。  
前回6月の都市計画審議会で調査案件ということで、説明をさせていただいた案件になり  
ます。

57ページをご覧ください。松本糸魚川連絡道路の概要について説明させていただきます。  
松本糸魚川連絡道路につきましては、地域高規格道路と呼ばれ、高規格幹線道路を補完する  
道路として位置づけられている道路で、おおむね時速60kmのサービス速度を確保する道路  
として計画され、長野県では長野自動車道などの高規格幹線道路網と一体となって、効率的  
で質の高い高速交通ネットワークを形成する道路として位置づけられております。このため、

地域間の連携を支え、都市の骨格となる高いトラフィック機能を有している広域的な道路であることから、ルートを社会的に明確にし、地域全体の土地利用や他の都市施設との十分な連携のもと、ルートが具体化された時点で、基本的に都市計画決定を行っていく方針としております。

今回はこのうち、ルート案が具体化し、地元の合意形成が図られてきました安曇野市区間の新設道路の約4kmの区間について、都市計画道路として決定したいと考えております。高速道路と現道活用区間に位置づけられております高瀬川右岸道路を接続する当区間は、理由書でも説明させていただいておりますが、沿線地域の速達性・定時性の確保が図られ、産業・観光振興などの効果が早期に発現することから、特に安曇野地域の皆様にとっては、安曇野 IC 周辺の渋滞緩和、交通事故減少も図られ、生活環境の向上に寄与すると考えております。

具体的には、当該区間の整備により、長野自動車道へ10分以内でアクセスする範囲が安曇野市北側に位置します穂高・明科地域で特に広がり、その範囲の人口カバー率が、穂高地域では現状約9%に対して整備後約29%となり、明科地域では現状約13%に対して整備後約74%となり、長野自動車道へのアクセス性が向上します。

今回都市計画決定する4km以外の区間についても、先ほど説明させていただきましたが、基本的には都市計画決定を行っていく方針ですが、区間ごと一定の方向性は示されておりますが、ルートや構造などの調査検討などをまだ行っている段階であるため、都市計画決定の時期については未定となっております。

58 ページをご覧ください。総括図になります。平成23、27年度に概略ルート帯をそれぞれ公表、住民意見の集約を行い、その結果を受け令和元年6月から令和3年6月まで説明会を複数回行い、複数ルート帯から現在の位置でのルート決定まで、説明会として12回、延べ参加者約1,400人の方の地域の合意形成の過程を経て、今回の位置にルートが決められております。当該道路の位置につきましては、走行性や安全性を確保する観点から直線的な道路線形を基本としつつ、周辺環境への配慮として、安曇野市の主要産業であるわさび田や住宅地への影響を回避し、位置を決定しております。また、一級河川である犀川、穂高川などを渡河する箇所については、橋梁構造となります。

59 ページをご覧ください。総括図になります。黒枠内にある番号が、次のページ以降の計画図の位置になります。

60 ページをご覧ください。左下の部分が起点の現道への接続部になります。

61 ページをご覧ください。図は、4河川の合流地点で、この付近は橋梁となります。

62 ページをご覧ください。一級河川犀川と並行して堤防沿いに計画をしております。

63 ページ、64 ページは長野自動車道との接続部になります。

65 ページをご覧ください。先ほどの58ページの総括図を拡大したものになります。北側の安曇野市穂高の現道接続部を起点とし、河川を渡河して新設する仮称安曇野北 IC までの約4kmになります。長野自動車道に接続部を設け、北西に向かって延びていく計画で、非線引き都市計画区域で用途地域が定められていない地域ですが、地域高規格道路として高い走行機能と交通処理機能が確保できるよう、沿道からのアクセスを極力制限するとともに、地形上や農地法、河川法など、法規制上で将来的に大きな開発を行われる可能性が低く、土

地利用の面で調整が少ない位置になっております。

また、周辺の都市計画施設としまして、今回のルートに重複して安筑汚物処理場、これはし尿処理場になります。あと、穂高クリーンセンター、これはごみ焼却場、がございます。理由書にも記載をしておりますが、安筑汚物処理場の処理棟への影響が生じます。この施設は、昭和 52 年に都市施設として位置づけられて以降、処理能力規模の縮小を図ってきており、今後検討が行われます道路の詳細構造と整合を図りながら処理の方策を検討してまいります。このため、今回は道路の本線部の幅員部分の区域のみを、まずはこの両施設に重複決定し、この後、道路の構造など詳細が明確になった段階で、道路、安筑汚物処理場、穂高クリーンセンターのそれぞれが機能的、物理的に矛盾しない内容で区域変更を行ってまいります。

66 ページをご覧ください。先ほどの計画図を見やすいようにして現況の状況をお示ししたのになります。写真①は、現道の接続する県道になります。

67 ページをご覧ください。66 ページからの続きになります。赤色で表示した線に水色の線が交差していますが、ここは横断面の位置となり、赤線の幅が今回の都市計画決定幅で 9.5m になります。

68 ページをご覧ください。構造を表す資料としまして、現在の平面縦断図をお示ししています。平面図で地表式、嵩上式と区分しており、道路面が地表面より概ね 5m 以上高く連続している区間を嵩上式として引き出ししており、縦断図の赤線の車道高さが道路面となります。

69 ページをご覧ください。この区間は河川を渡河する構造上、ほぼ嵩上式となります。この平面図で、図面右側の位置が安筑汚物処理場になります。安筑汚物処理場は、地下に処理槽を備えた地上 2 階建てですが、この部分の道路計画は地表面から道路の車道高さまでの高さは約 10m となるため、2 階部分が支障になります。先ほどの説明の繰り返しになりますが、今回は道路の本線部の区域のみをまずは重複決定し、のちに道路の詳細が明確になった段階で、道路、安筑汚物処理場、穂高クリーンセンターのそれぞれが機能的、物理的に矛盾しない内容で変更を行ってまいります。

70 ページをご覧ください。この区間は犀川と並行しており、農地を極力避けて堤防に沿って地表式となります。

これまでの説明を踏まえ、戻りますけれども、54 ページをご覧ください。新旧対照表になります。今回は新しい路線の追加となりますので、全て新になります。

55 ページをご覧ください。本案件につきましては、市からの都市計画変更案の申し出を令和 3 年 5 月に受け、その後、都市計画法に基づく公聴会を令和 3 年 7 月 11 日に開催、1 名の方から事業促進の立場からのご意見をいただいております。

また、令和 3 年 7 月 30 日から 8 月 12 日まで、都市計画案の公告・縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、安曇野市へ意見聴取を行い、令和 3 年 8 月 19 日付けで、案のとおり異議がない旨の回答をいただき、その際に「事業を進めるにあたり、安曇野の豊かな自然や景観への配慮並びに昨今の異常気象を踏まえた設計への配慮をお願いします」との意見を付記していただいておりますので、今後事業を進めるにあたり、自然や景観への配慮をしつつ、異常気象を

踏まえた安全な設計になるよう県としても進めてまいります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(柳沢議長)

はい、都市・まちづくり課長。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

はい。すみません、ちょっと補足させていただきますが、今の説明の中で安曇野の審議会から意見をいただいて、県として事業を進めていくということではなくて、都市計画決定権者なので、事業者の方へそのような旨を伝えてまいります。

すみません。ちょっと訂正をさせていただきます。

(柳沢議長)

はい。ということでご意見をいただきたいと思いますが、冒頭にこちらに出席している宮澤委員から発言があったんですが、皆さん聞こえていなかったようですので、再度ご発言をお願いします。

(宮澤委員)

県の担当の方から今説明があったとおりでございますけども、この道路の路線、ある程度定着するまでに紆余曲折がございました。大変、関係者の皆さん方には迷惑をかけたこともあろうかと思いますが、なかなか農業者の皆さんの理解が得られなかったという事情がございます。およそ 30 年くらいかかった道路でございます、ようやく路線定着の方向にまいりました。

先ほど来申し上げておりますけれども、松糸道路は、市のまちづくりの骨格、基幹軸の幹線道路という位置づけでございます。そして、新潟糸魚川を結ぶ道路でございます、地域産業の発展、また広域観光の振興、更には渋滞解消等に大変重要な道路でございますので、これからも県と積極的に連携を図らせていただいて、促進のために努めてまいりたいというふうに思いますので、それぞれまた委員の皆様方、関係者の皆様方のご尽力、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げる次第でございます。以上です。

(柳沢議長)

はい、ありがとうございました。宮澤委員は安曇野市長さんでもいらっしゃいまして、そういう立場から、この道路の必要性についてご発言をいただいたと思います。

それでは他にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。柳町委員どうぞ。

(柳町委員)

はい。ちょっと質問をさせていただきたいのですが。先ほどこの計画道路の位置を決定する際のご説明で、52 ページの部分、安筑汚物処理場とか穂高クリーンセンターの場所と重複しているというお話がありました。例えば 61 ページの地図ですよね、薄くてあまりよく

見えないのですけれども。他も多分検討されたと思うのですが、この場所、重複されることとしたというその経緯とか、その辺のご説明を若干いただけるとありがたいのですが。

(柳沢議長)

はい。事務局いかがですか。ここにせざるを得ないという検討経過をご説明くださいということですね。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。どうしてこの位置に決めたかということなんですけれども、今画面を見ていただけるでしょうか。この位置には安筑汚物処理場と穂高クリーンセンターがございまして、今、安筑汚物処理場につきましては、し尿処理場ということで稼働をしております。

それで、この位置に決めたということなんですけれども、ここをコントロールポイントとしているんですけれども、地域高規格道路の機能を確保するというので、これを回避するとしますと、区域のこの南側を通過することが、画面でいきますと下側になりますが、ここにつきましては、犀川の左岸にわさび田と穂高の狐島という集落があるんですけれども、そちらの集落へ近接し、影響の度合いが高くなるということが想定されておまして、そういったことを考慮して、今回このルートにしております。都市施設に重複が生じることになりますけれども、道路構造を今後検討するにあたりまして、処理場とごみ処理施設それぞれが機能的に物理的にも矛盾しない内容で区域変更を行っていきたいと考えております。

(宮澤委員)

私の方から補足させていただいてよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

宮澤委員、どうぞ。

(宮澤委員)

関係をする市としての補足を若干させていただきたいと思います。

当初ですね、中部縦貫の波田 IC からの計画でありました。30 年来、田中県政のときに方向転換になってしまったわけです。

その後、県からは A ルート、B ルートの 2 案が示されました。その中で A ルートに決定をしたわけですが、B ルートは圃場整備をやった水田のど真ん中を通過するような案でございました。最初から、これは明科地域、犀川と山がありまして、農地に対する思い入れというのが非常に強い地域でございます。

そんな中で、市民説明会等何回も繰り返していただいて、できる限り優良農地を分断しない、できる限り集落を分断しないというようなことから、堤防の補強を兼ねながら堤防の方へ寄せていただいた。したがって A ルートということになる、B ルートから A ルートということになったわけですが、わさび田湧水群の周辺が地下水に影響する心配があるということでボーリングをしていただいた結果、岩盤があるというようなことで、工事には差し障りが

ないということがわかりました。

ごみ処理施設については、広域的に取り組んでいるわけですが、私が管理者という立場でございますけれども、約100億をかけて新たなごみ処理場の建設をさせていただいて、既に今年度から稼働をいたしておりますので、今のルートについては、敷地の一部は分断はしますし、事務所の一部にかかるというようなお話は聞いておりますけれども、ごみ処理場には影響がないということでございますし、地域の皆さんが納得をするルートに設定をしていただいたというように考えております。以上です。

(柳沢議長)

はい。ありがとうございました。都市・まちづくり課長、どうぞ。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

はい。都市・まちづくり課長の高倉です。

市長さんに補足させていただいて、大変申し訳ありません。今画面にAルートということで、皆さんのお手元にはないかと思いますが、道路の位置を決めるには様々な既存の施設等をいろいろ落とし込んで、どこを通すかっていうふうに検討してまいります。市長さんから今ありましたお話のとおりなんですけど、ここの河川の渡河部の場所についても、いろいろ限定的なものがございまして、河川管理者との協議の上でこの位置に決まったということです。

一番のポイントは、先ほどお話のありましたとおりごみの焼却場の新しい方にはあたらなくて、汚物処理場にはあたると。ただ既存の現道についての接続含めて、この位置が最適だという中でルート選定したという過程がございます。

説明が資料上には十分になってないんですが、いろんなルートを検討する中でこれが最適ということで決めさせていただいてございます。以上でございます。

(柳沢議長)

はい。柳町委員いかがでしょうか。

(柳町委員)

はい。ご説明いただきありがとうございました。

(柳沢議長)

はい。それでは他にご発言、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ではご発言がないようですので、この件についても簡易採決ということでお諮りしたいと思います。ただいまの案件につきまして、承認するというご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

はい。異議なしということですので、そのように進めたいと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

ありがとうございます。

## (5) 調査審議

### 調査審議第1号 第7回区域区分(市街化区域・市街化調整区域)の見直しについて

(柳沢議長)

それでは審議案件は以上で、調査審議案件が2件ございます。

はじめに、第1号「第7回区域区分の見直しについて」、説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

県の都市・まちづくり課企画幹兼都市計画係長の井出と申します。調査審議第1号「第7回区域区分(市街化区域、市街化調整区域)の見直しについて」、ご説明させていただきます。

前回の審議会におきまして、長野、須坂、松本の各区域についての人口フレーム設定や市街化区域への編入の考え方、編入予定地の説明などをさせていただきました。今回は区域区分変更の図書の案についてご説明させていただきます。

それでは、調査審議資料集の3ページをお開きいただきたいと思います。こちらは長野都市計画区域区分の変更計画書の案でございます。前回の審議会でご説明いたしました長野都市計画区域内の人口フレームを記載しております。長野の場合、令和7年の人口は基準年の平成27年と比較いたしまして、都市計画区域内では減少いたしますけれども、そのうちの市街化区域内人口は若干増加して、290,200人と推計しております。そのうち、今回の変更で市街化区域に編入する区域も含めた、変更後の市街化区域内に収容可能な人口を「配分する人口」といたしまして288,100人としております。

市街化区域内人口と配分する人口の差分2,100人でございますが、これは今後、開発の熟度などの状況が整った時点で市街化区域に編入する分の「保留する人口」となります。今回は、将来的な市街化区域編入予定のエリアを特定せずに、人口規模のみを保留するため「一般保留」としております。

続いて、少し飛びまして資料の7ページをご覧くださいと思います。A3判の図面でございます。こちらは長野の総括図でございますが、今回の見直しで市街化区域に編入予定区域の川中島町御厨地区を、図の真ん中辺りですが赤線で囲って表示してございます。図面の上が長野市の県庁方面、丹波島橋方面でございますが、それと図面の下の篠ノ井駅方面を結ぶ幹線道路沿いで、区域の南北は既に市街化区域となっている地域でございます。

続いて、裏面の資料8ページをご覧ください。こちらはその部分の計画図でございます。編入予定区域は既に沿道商業施設などの土地利用がされておりまして、既成市街地として市

街化区域に編入するものでございます。人口フレームとしては、この区域で100人を市街化区域内に配分する人口としております。

続きまして、資料9ページをご覧ください。須坂都市計画区域区分の変更計画書の案でございます。須坂都市計画区域の場合、令和7年の人口は基準年の平成27年と比較いたしまして、都市計画区域内、また、そのうちの市街化区域内ともに減少する推計となっております。現在の市街化区域内で収容可能な人口であることから、今回の見直しでは区域区分の範囲の変更はなく、年次と人口フレームの数値のみの変更となります。

続きまして、ちょっと飛びまして資料の15ページをご覧ください。こちらは、松本都市計画区域区分の変更計画書の案でございます。松本の場合、令和7年の人口は基準年の平成27年と比較いたしまして、都市計画区域内では減少いたしますけれども、そのうちの市街化区域内人口は若干増加いたしまして、173,600人と推計しております。そのすべての人口を、今回の変更で編入する区域を含めた変更後の市街化区域内に収容可能であることから、配分する人口としております。保留する人口はないことから、今後人口フレームの観点だけでは市街化区域の拡大は行わないような形になります。

続きまして、19ページをご覧ください。こちら松本の総括図でございます。A3版の資料を縦長に見ていただきたいと思いますが、縦長にして図面の上部が北側になりますけれども、今回の見直しで市街化区域に編入する予定の3地区を、ちょっと細かいですが、赤で囲って旗揚げをしております。図面の上部で旗揚げして示しているのは島内東方、図面の左端の部分で旗揚げしておりますのが和田西原、図面の下の部分で塩尻市に接しているのが、上村井の各地域でございます。

裏面の資料20ページをご覧ください。こちらは島内東方地区の計画図でございます。図面の右上になりますが、編入する区域を赤い線で囲ってございます。市街化区域に隣接する市街化調整区域の工場だったところの跡地に地区計画を策定し、住宅地を整備した箇所でございます。隣接する公共施設等の区域も含めまして、既成市街地として市街化区域に編入するものでございます。

続きまして、資料21ページをご覧ください。こちらは和田西原地区の計画図でございます。旧波田町に隣接いたしました市街化調整区域におきまして、周辺一帯の農業の圃場整備事業を行った際に、非農用地として設定した区域を住宅地として整備した箇所でございます。北側の既存集落も含めまして、既成市街地として市街化区域に編入するものです。編入箇所の西側で色塗りがしてございますけれども、こちらの方は既に市街化区域になっている地域でございます。旧波田町の区域区分の設定のない非線引き都市計画区域の用途地域だったところでございます。松本市と波田町が合併したことによりまして、平成26年に松本都市計画区域の市街化区域となっております。編入区域の人口フレームといたしましては、先ほどの島内東方地区と和田西原地区を合わせまして、今回の編入により1,000人を市街化区域内に配分する人口といたしております。

次に、資料21ページをご覧ください。こちらは3カ所目の上村井地区の計画図でございます。図面の右上の赤線で囲われた部分が編入予定区域です。図面の中央部の上側には村井駅がありますけれども、そちらの駅にも近く、交通の利便性が良く、また近隣に店舗なども立地しており、人口の新たな受け皿として適した土地といえます。民間開発

による住宅地の整備が確実になったことから、新市街地として市街化区域に編入するものでございます。市街化区域編入と同時に松本市で地区計画を決定いたしまして、良好な住環境の整備・誘導が図られる予定です。この地域の人口フレームといたしましては、500 人をこの地域で配分する人口といたしております。

資料 24 ページをご覧くださいと思います。この図面は、先ほどの上村井地区が塩尻市に接しているため、塩尻市側の市街化区域や用途地域の状況をわかるようにしたものでございます。赤いハッチの部分が今回編入する区域でございます。市の境部は塩尻市側も既に市街化区域となっております。松本市側と同じ第一種住居地域の用途地域となっております。

最後に、今後の予定でございますけれども、恐縮ですが戻っていただきまして2ページをご覧くださいと思います。2ページの下段でございますけれども、これは前回の審議会でお示した今後の予定でございます。それぞれの編入予定区域で農業政策サイドとの事前調整は完了しておりますけれども、今後市町村の意見聴取や案の公告・縦覧を行いまして、次回 11 月に予定された審議会で議案審議をする予定でございましたが、ちょっと国との事前協議が予定より遅れておりまして、次回の 11 月の審議会ではなく、その次の2月頃に予定しております審議会で最終の議案審議をするように変更したいと考えております。決定の告示が最終的に2ヶ月ほど先に延びてしまいますけれども、手戻りがないよう確実に手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上で、調査審議第1号「第7回区域区分の見直しについて」の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

はい。ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

ちょっと私から。念のためですけど、ちょっと説明がよくわからなかったんだけど、松本市は人口が、保留フレームはゼロ、つまり、新たに市街化区域で収容すべき人口はないということになっていますが、それに対して先ほど説明のあった24ページのこの図は、新市街地として編入するという説明でしたね。ということは、ここに人口が張り付くということになります。それはどういう関係になりますか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

お答えさせていただきます。24ページの図は上村井のところ、こちらは新市街地として整備をするところでございます。

今回の編入によりまして、ここの上村井のところ人口フレームを500人見込んでおるんですが、こちらを新たに編入する市街地に配分するというので、今後、配分以降、新市街地に配分するような人口がなくなるということです。

(柳沢議長)

ちょっとよくわからなかった。はい、高倉課長。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

今の資料の 15 ページをご覧くださいと思います。

人口フレームにつきまして、平成 27 年を基準としておりまして、現在の市街化区域内の人口が 173,000 人ということになります。将来の令和 7 年につきましては 173,600 人ということが市街化区域内に張り付けられるということなんですが、現在は 173,000 人分しか市街化区域とってないので、今回その 600 人分を今回の見直しの中で全て使っちゃうということで、その使う場所がさっきの村井のところだと。そういう表示になってございます。今回全部使って、使い切ってしまうということのあて先、使うところが村井のところの駅のところの開発ということでございます。

(柳沢議長)

わかりました。はい。

それからもう一点、もう既に宅地化して既成市街地のようになっているので編入するという、20 ページとか 21 ページの区域というのは、なぜ今回なんでしょうか。つまり、前回もこういう状態にあったのであれば前回議論があってもおかしくない。今回なぜ編入の対象にしたんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

まず 20 ページですね、島内東方地区でございますが、こちらの方は先ほどちょっと申しましたが、昭和 46 年の線引き以前から工場として立地していた土地でございます。工場が廃業になったことで更地状態になってしまって、それが平成 26 年あたりなんですけれども、そのまま調整区域なので、更地しておくか、あるいはまた農地に戻すというのは非常に困難な話で、ここの地域は駅にも近く、学校や公共施設にも隣接し既存の市街化区域に隣接しておるところから、平成 26 年当時は市街化調整区域のまま、松本市の開発許可の許可を得まして、併せて、地区計画を市の審議会を経て策定してまして、住宅地を整備したところなんです。その直後の定期的な見直しが今回だったということで、このタイミングで編入するわけでございますが、その市街化調整区域で開発するときに、将来的には市街化区域に編入しますよということで開発をしておりまして、その直後の定期線引きが今回だったという形になります。

21 ページの方はちょっと開発したのが古くて、平成 12 年から 18 年に圃場整備でやったところの土地の非農用地を平成 18 年に地区計画をしておるわけでございますけれども、その当時はまだ波田町と松本市が合併する前でございます、ここは松本市の市街化調整区域の一番端になっております。ここの部分だけ飛び地として市街化調整区域に編入するということが非常に難しい状態でございます。その後、平成 22 年に松本と波田が合併いたしましたして、平成 26 年に同じ都市計画区域として松本の都市計画区域に編入しまして、隣接する波田の色塗りしてある方も、市街化区域に編入しております。

その市街化区域、波田の編入されたところから、こちらの方も同じ地域ということで、今回地元の同意の整った段階で見直しに編入するということになります。

(柳沢議長)

前回の見直し以降にいろいろな許認可を経て、宅地化したものが 20 ページですね。それに対して 21 は当時からある程度宅地化していたけれど、飛び市街化区域にならざるを得なかったので、できなかつたと、その後の変化でできるような、そういう理解でいいんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

それに合わせて地域の、住んでいる方の住民の同意を得られたというタイミングで今回の編入でお願いしたいと思います。

(柳沢議長)

ということのようです。わかりました。

他にご発言ございませんか。よろしいでしょうか。今日は調査審議ということですので、お話をお聞きする範囲ですが、よろしいですか。

はい。ではこの件は以上といたします。

## 調査審議第 2 号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて

(柳沢議長)

調査審議案件の第 2 号「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直しについて」、今のことに連動する内容ですね。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。

(柳沢議長)

お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。では続きまして、調査審議第 2 号都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直しについてご説明申し上げます。

調査審議資料の 25 ページをご覧くださいと思います。下段になりますけれども、長野県のマスタープランの体系を示してございます。長野県のマスタープランは、長野県都市計画ビジョンというものを最上位計画といたしまして、以降、上位計画の順に圏域マスタープラン、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープランが策定されておりまして、それらのマスタープランの方針に基づきまして、より具体的な施策や取り組みなどを記載いたしました立地適正化計画など個別計画が策定されております。調査審議の区域マスタープランについて説明をさせていただく前に、最上位計画の長野県都市計画ビジョンと上位計画の圏域マスタープランの概要について簡単に説明させていただきます。

資料 26 ページをご覧ください。長野県都市計画ビジョンでございます。このビジョンは

平成 31 年 3 月に改訂しておりますけれども、その概要でございます。位置づけとしては、県土の都市づくりのために、県土全体を共有すべき基本理念や目標、方針をお示しするものでございます。下の図にありますように、県土をまち、里、山の 3 つのゾーンに分けて明確にし、それぞれの目標像をお示ししてございます。また、これからの都市づくりの基本概念といたしまして、信州らしい、市街地でも菜園を楽しみながら暮らせる居住環境の形成と、市町村間でハード・ソフト両面で連携し、互いに不足する機能を補完しあう都市づくりの信州版コンパクト・プラス・ネットワークや、下に書いてありますけれども、信州版グリーンインフラストラクチャーというものを掲げてございます。

続きまして、26 ページ下段でございますが、圏域マスタープランでございます。圏域マスタープランは県内を 10 の圏域に分けまして、それぞれの圏域全体の都市づくりの理念、将来像、土地利用の方針、道路や公園等のうち、広域的かつ根幹となる都市施設の整備に関する基本的な方針について定めたものとして位置づけられております。

今回、区域区分の見直しを行い、併せて区域マスタープランの見直しを予定します長野、須坂、松本の都市計画区域を含む長野圏域及び松本圏域の現在の圏域マスタープランの基本理念と都市づくりの方針は、資料にお示ししているとおりでございます。現在の圏域マスタープランですが、平成 16 年策定でありまして、かなり期間が経過しているため、現在見直しを行っておりますけれども、圏域の市町村間においてハード・ソフト両面で互いに連携した都市づくりが重要となっております。圏域マスタープランと区域マスタープランを一体化する素案を作成中でございます。今後、次回以降の審議会におきまして順次ご審議いただきたいと考えております。

続いて、27 ページをご覧ください。前回の調査審議におきまして、長野、須坂、松本の各区域マスタープランの案につきましましていただいたご意見をもとに、前回のものから変更を行った点についてご説明いたします。

まず 1 点目でございますが、グリーンインフラに積極的に取り組むという観点から松本区域の方は結構詳しく書いてあったんですが、長野、須坂の都市づくりの基本理念の文章の中にグリーンインフラ関係の文章を記載いたしました。

また 2 点目は、松本の内容について、防災の観点が薄いイメージがあったため、松本の都市づくりの基本理念の安全・快適な都市づくりの中で災害に強い安全で快適な都市の実現について、わかりやすくしております。

3 点目ですが、須坂の主要な都市計画の決定方針において、「・・・浸水想定区域等の災害の発生の恐れのある区域は、住宅地の整備を避ける・・・」というような記載をしておりましたけれども、浸水想定区域などが広範囲である状況の中で、災害発生の恐れがある区域から完全に住宅地を除外することは困難であるということから、ハード対策や避難誘導などの対策を施しつつ、住宅地としても可能となるよう「・・・適切な防災・減災対策がなされない限り・・・」という文章を追加いたしました。

4 点目は長野、須坂の基本理念のタイトルというか標語についてでございますが、1 文であったのを 2 つに分け、よりわかりやすいような表現といたしました。

資料 29 から 34 ページにつきましては、A 3 版でございますが、それぞれ長野、須坂、松本の各マスタープランの概要版でございます。表面と裏面でそれぞれの区域の内容を記載し

ておりまして、前回の審議会でお出ししたものよりもちょっとグレードアップいたしまして、よりわかりやすいように修正をしたものでございます。今後予定しております変更案の公告・縦覧の際は、マスタープランの本体だけではなく、この概要版を含めまして変更案の縦覧を行いまして、わかりやすいようにして地域の皆様にご覧いただきたいと考えております。

また、前回から修正したそれぞれの区域の新旧対照版もお配りさせていただいております。説明時間も限られているため詳しくは説明できませんけれども、申し訳ありませんが一読いただきまして、前回の審議同様、後日でも結構ですので、ご意見をいただければと考えております。よろしくお願いたします。

なお、今後の予定でございますが、先ほどの調査審議第1号の区域区分の見直しと全く同じスケジュールを進めていく予定でございます。

以上で調査審議第2号「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直しについて」の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

(柳沢議長)

はい。ただいまの説明に関しまして、ご意見をお願いいたします。前回の意見に対してはこのように対応したという説明もされましたが、いかがでしょうか。

(宮澤委員)

よろしいですか。

(柳沢議長)

宮澤委員。

(宮澤委員)

若干意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

素晴らしいビジョンが作成をされているというように思いますが、26ページの松本圏域の策定の中で、田園風景、非常に大切なことだと思いますし、私どもも環境やこれからの地球温暖化を踏まえれば、しっかり守っていかなければいけないと、そのことは十分理解をいたしております。

安曇野市も、私が市長に就任をさせていただく以前は、「田園都市安曇野」ということでございました。その下に、都市づくりの基本で、バランスのとれた活力ある産業づくりが、②に掲げられております。田園を守っていくにはどうしても働く場所、雇用の場の確保というのが非常に大切だと思いますし、他の産業との調和、連携は非常に必要な時代だというふうに思っています。

したがって田園都市でなくして、田園「産業」を入れていただいて、バランスのとれた地域づくりが必要ではないかというように捉えておりますし、特に今、県教委が進めようとしている高校再編の中で、職業高校を非常に軽視されております。どこの自治体も農業を守っていく後継者づくりが大切でございますし、なかなか儲かる農業には行っておりません。

その中で、地球温暖化も含めて世界的に環境問題が叫ばれている折りに、1次産業である

農林業を守るのということは、政治に課せられた一つの任務ではないかというように捉えております。したがって、この田園を守っていくには後継者がいなければいけないという視点も含めて、私どもとしては職業高校の統廃合には反対いたしておりますけれども、ぜひ次の計画、あるいは見直しがされるとすれば、田園産業都市の「産業」を入れていただくように要望を申し上げます。以上です。

(柳沢議長)

はい、ありがとうございました。事務局、今お答えのできる範囲で。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。

先ほどちょっと申しましたけれども松本圏域の基本理念は平成 16 年 5 月に策定された基本理念を書いてございます。今現在、圏域マスタープランと区域マスタープランを一体化するような案を作成中でございまして、その作成の中で今いただいたご意見など、反映できればなど考えております。

また、各関係する市町村さんにも意見照会をさせていただいておりますので、そちらの方もご意見を踏まえて作成してまいりたいと思います。

(柳沢議長)

重要な視点ですので、今後の作業でご検討いただくということですね。他にご発言ございませんか。

いかがでしょうか。なかなか皆さんの顔が見えない。発言なされたいのかよくわからないというのが正直な感じなんですけれども。よろしいでしょうか。先ほど事務局からお話がありましたように、今日でなくてもよく読み込んでいただいて、意見があれば事務局に寄せていただくということで、対応できる範囲ではできるようですので、それも含めてご検討いただければと思いますが。今日のところはよろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、この案件については今日は以上といたします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。

### 3 その他

(柳沢議長)

それでは、その他、事務局からありましたらお願いします。高倉課長。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

ご審議いただきましてありがとうございました。前回の審議会の中で、諏訪バイパスの関係の現地調査をお願いしたいということで申し上げましたが、今関係する手続きを進めてい

る中で、いろんなご意見もありまして、コロナもございますので、すぐに現地調査ということではなくて、ただ年度内には現場の方へご案内させていただきまして、いろんなご意見に対してこんなような内容になっているというのは説明させていただきたいと思います。

ですので、10月頃を私ども事務局としては念頭に置いていたんですが、その辺については時期未定ということで、また会長さんにご相談させていただいて、またセットさせていただきたいと思います。以上でございます。

(柳沢議長)

はい。これで本日の審議は全て終わりですね。委員の皆さんから何か言い残したことはございますでしょうか。よろしいですか。

それではこれで全て終了いたしました。長時間お疲れ様でした。

事務局から事務連絡があるようです。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたりまして慎重審議いただきましてありがとうございます。

次回の開催日は、本日お配りしました当日配付資料5ページのとおり、令和3年11月中旬の間で予定しております。先の日程で誠に恐縮ですが、委員の皆様には9月22日水曜日までに事務局へお知らせくださるようお願いいたします。

#### 4 閉 会

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして第209回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。